

議事日程(第2号)

令和4年12月7日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第9号 周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第2 議案第10号 周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 周防大島町定住促進住宅条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 周防大島町情報公開条例の一部改正について
- 日程第10 議案第18号 周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第19号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第2 議案第10号 周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について

- 日程第6 議案第14号 周防大島町定住促進住宅条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 周防大島町情報公開条例の一部改正について
- 日程第10 議案第18号 周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第19号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	小田 貞利君	13番	久保 雅己君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 淨孝君      副町長 …………… 岡村 春雄君

教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	重富 孝雄君	上下水道部長	……………	山本 正和君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
政策企画課長	……………	中原 藤雄君			

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第6、議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号から議案第14号までについて一括して補足説明をいたします。

まず、議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体においては令和5年4月1日から施行されることとなっております。

これまでの個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっておりましたが、このたびの改正により、適用される法令が個人情報の保護に関する法律に一本化され、

民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体の個人情報保護に関する規律が統一されることとなります。

これにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い廃止されていることから、本町を含む地方公共団体が制定している個人情報の保護に関する条例におきましても、改正後の個人情報の保護に関する法律の内容を踏まえ、所要の改廃を行う必要がございます。

改正後の法律の規定は、地方公共団体等に対して直接適用されることとなり、条例で法律の規定と重複する規定を存置または新たに整備する必要はなくなることから、現行の周防大島町個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める新たな条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の主な内容につきまして御説明いたします。

第1条は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を規定しております。

第2条は、個人情報の保護に関する法律を施行する実施機関について規定しております。

第3条は、第2条に規定する実施機関が個人情報ファイルを保有するときや保有をやめたときの町長への通知に関して規定しております。

第4条は、個人情報ファイルに係る事務を新たに開始するときや変更・廃止するときの町長への届出に関して規定しております。

第5条は、手数料等に関して規定しております。

第6条は、周防大島町個人情報保護審査会に諮問することに関して規定しております。

第7条は、委任について規定しており、この条例の実施のため必要な事項は規則で定めるものでございます。

なお、附則におきまして、第1条で、施行期日は令和5年4月1日としております。

第2条では、周防大島町個人情報保護条例の廃止について、第3条では、廃止前の周防大島町個人情報保護条例による経過措置を規定しております。

以上が、議案第9号の補足説明であります。

次に、議案第10号周防大島町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

議案第9号で御説明いたしましたとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体においては、令和5年4月1日から施行されることとなっており、適用される法令が個人情報の保護に関する法律に一本化されることから、周防大島町個人情報保護条例を廃止することとしております。

現行の周防大島町個人情報保護条例では、周防大島町個人情報保護審査会の設置等について規

定しておりますが、議案第9号で上程しております周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例では、個人情報の保護に関する法律の施行について定めるものであり、個人情報保護審査会の設置についての定めがありません。

このことから、現行の周防大島町個人情報保護条例の廃止に伴い、周防大島町個人情報保護審査会規則を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、開示請求等に係る不作為について審査請求があったとき、諮問に応じて審査を行う審査会に関して必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

それでは、本条例の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1条は、周防大島町個人情報保護審査会の設置について規定しております。

第2条では、実施機関について、第3条では、審査会の所掌事務について、第4条では、審査会の委員に関して、それぞれ規定しております。

第5条では、委員について規定しており、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めるものでございます。

なお、附則で、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上が、議案第10号の補足説明であります。

続いて、議案第11号周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。

行政手続のオンライン化を図るため情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が、平成15年2月3日に施行され、法令に基づく手続等につきましては、地方公共団体の機関にかかる手続等も含め、行政機関等にかかる手続等をオンライン等により行えるようにするための法整備が行われております。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項には、地方公共団体は情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。と規定されております。

このことを踏まえまして、行政手続等にかかる利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、書面による手続に加え、情報通信技術を利用してオンラインによる手続も可能とするための必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

それでは、本条例の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1条は、情報通信技術を利用してオンラインを行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上と、行政運営の簡素化及び効率化を図ることで、町民生活の向上への寄与を目的とすることを規定しております。

第2条は、この条例で用いる用語の意義を規定しております。

第3条は、他の条例等で定められた手続において書面等で行うことが規定されている申請等について、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請等を行うことができる旨を規定しております。

第4条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインによる処分通知等を行うことができる旨を規定しております。

第5条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該条例等の規定にかかわらず、電磁的に記録されているデータでの縦覧を行うことができる旨を規定しております。

第6条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている作成等について、当該条例等の規定にかかわらず、電磁的に記録されているデータでの作成を行うことができる旨を規定しております。

第7条は、他の条例等で書面等により行うこととされている手続のうち、現物提出や対面の必要があり、オンラインや電磁的記録になじまないものについては、この条例の適用外とする旨を、また、既に他の条例等により書面等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等については、この条例の適用を除外する旨を規定しております。

第8条は、他の条例等により、住民票の写しなど、申請等に際し添付することが規定されている書面等について、町の機関等が添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、当該条例等の規定にかかわらず添付を要しないことを規定しております。

第9条は、町長は行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表するものと規定しております。

第10条は、委任について規定しており、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものとございます。

なお、本年度に予算計上しておりますマイナポータルから申請データを既存の住基システムに取り込むための申請管理システムが、令和5年3月末に完成し、令和5年4月より稼働する予定となっております。このシステムが稼働することにより、町民が御利用いただける国のびったりサービスから児童扶養手当関連や介護保険関連の申請がオンラインで可能となるため、申請管理システムの稼働にあわせて条例を制定するものとございます。

附則で、条例の施行期日は令和5年4月1日としております。

以上が、議案第11号の補足説明であります。

続いて、議案第12号周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでありま

す。

高齢者部分休業制度は、定年退職後の人生設計のための準備や、経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される社会的貢献への従事などの観点から、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき条例で定めるところにより承認することができる制度でございます。

また、議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について御審議いただきます定年年齢の引き上げに伴い、その人数が増加することが見込まれる高齢期職員の多様な働き方のニーズにこたえるための選択肢の1つとして考え得るものであるため、本町においても高齢者部分休業制度を導入するため例規を整備しようとするものでございます。

それでは逐条に沿って御説明をいたします。

第1条は、本条例の趣旨規定です。

第2条は、承認する休業の単位及び高年齢の範囲を規定するもので、当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で15分を単位として承認することとし、高年齢の範囲は60歳に到達した日以降から当該職員の定年退職の日までとしております。

第3条は、休業取得中の給与に関する規定で、承認により勤務しないこととなる時間については、1時間単位で減額することとしています。

第4条は、任命権者による休業の承認取消しと休業時間の短縮に関する規定で、休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、取消しや短縮ができることとしています。

第5条は、承認済みの休業時間の延長に関する規定で、公務の運営に支障がないと認められる場合に限り、申請に基づき承認できることとしています。

第6条は、休業の承認申請や各種通知等の様式などを規則で定めるための委任規定でございます。

附則第1項は、施行期日で令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、周防大島町病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正し、給与の減額についての規定である同条例第17条に、第3項として、病院事業局職員が高齢者部分休業をする場合の規定を追加しようとするものでございます。

附則第3項は、周防大島町水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正し、給与の減額についての規定である同条例第16条に、第3項として、水道事業職員及び下水道事業職員が高齢者部分休業をする場合の規定を追加しようとするものでございます。

以上が、議案第12号の補足説明であります。

続いて議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定についてであります。

この基金は、町が提供する学校給食について、給食費を無償化することにより保護者の経済的

負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりの推進を図ることを目的に、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として基金を造成するものでございます。

条文の内容は、第1条におきまして、設置の目的を規定し、第2条におきまして積立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では処分、第6条では委任についてそれぞれ規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行させようとするものでございます。

以上が、議案第13号の補足説明であります。

最後に、議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定についてであります。

本案は、新たな農林漁業の担い手となるU・Iターン者の確保を図ることにより、地場産業の活性化及び定住者の増加を目指すことを目的とした周防大島町定住促進住宅条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、逐条に沿って御説明いたします。

第1条では、本条例の趣旨を、第2条では、用語の定義について規定しております。

第3条では、住宅の名称及び位置を規定しており、別表第1に表示のとおり、浮島地区に単身向けの木造1階建てを2戸、家族向けの木造2階建てを2戸、計4戸の浮島住宅としております。

第4条では、入居者の公募の方法を規定しております。

第5条では、入居者の資格を、周防大島町に定住するため住宅を必要とし、U・Iターン者で農林漁業の担い手として従事できる者又は浮島住宅に2戸以上空きがある場合には、兼業農家若しくは漁家であって将来の担い手となることが確約できる者としております。

第6条では、入居の申込みについて、第7条では、入居者の選考及び決定について、第8条では、入居補欠者について、それぞれ規定しております。

第9条では、入居できる期間を5年を限度と規定しております。ただし、町長が必要と認めた場合にあつては、さらに5年間の更新を認めることができることとしております。

次に、第10条では、入居の手続について規定しております。

なお、本条において民法の改正により連帯保証人の負担の極度額を規則で定めることとしております。

第11条、第12条では、入居後の同居の承認、入居者の承継について規定しております。

第13条では、家賃の決定及び変更について規定しており、住宅の規模や立地条件、住宅の仕様などから、若者定住促進住宅（明新住宅）の家賃水準と均衡を保つことが必要と考え、若者定住促進住宅（明新住宅）の延床面積を基準として算出した、単身向け住宅が月額1万5,000円、家族向け住宅が月額2万7,000円に設定しております。

なお、ここでいう家賃とは、条例第15条に規定する減免を行う前の家賃のことでございます。

第14条、第15条では、家賃の納付、家賃の減免または徴収猶予について規定しております。

第16条では、督促について、第17条、第18条では、敷金及び敷金の運用等について、第19条、第20条では、町と入居者の費用負担について、第21条では、入居者の保管義務及び迷惑行為の禁止について、それぞれ規定しております。

第22条では、長期不使用時の届出について、第23条では、貸与等の禁止について規定しております。

第24条では、用途変更の制限について、第25条では、模様替え等の制限について、第26条では、住宅を明渡しの際の検査及び原状回復について、第27条では、明渡し請求についてそれぞれ規定しております。

第28条では、立入検査について、第29条では、管理義務について、第30条では、敷地の目的外使用について、第31条では、承認等に関する意見聴取について、第32条では、罰則について、第33条では、規則委任についてそれぞれ規定しております。

なお、入居要件や入居負担額の決定方法以外の条項につきましては、周防大島町若者定住促進住宅条例に準じたものとしております。

以上が、議案第9号から議案第14号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、この条例案について、パブリックコメント等を行っているのかお尋ねいたします。それと、法律で開示日数が定められておりますが、これは開示日数については、法律に従って条例では定めないということによろしいのかどうか。それと、第3条で事前通知が規定されていますけれど、これは実施機関、町長、教育委員会等実施機関が町長に対して通知というふうになっているんです。規定になっていますけれど、町長が町長に事前通知することなんですか。これちょっと、法律のほうでは委員会で、法第74条で委員会への通知ってなっているんですけど、これを条例上は町長に対する事前通知ということになるのか。町長に対しての通知で、町長が町長に通知するというものでいいのかどうか、そこを確認させてください。

それと第4条の4項、町長は目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならないと。これはどういう形で閲覧させるのか。具体的に、どこへ行って、どういうものをどういう形で見られるようになるのか。

それからもう1つ、第7条で、必要な事項は、規則で定めるとありますが、どういう内容を規則で定めることになるのか、その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から5点ほど御質問をいただいたと思います。

まず1点目の、パブリックコメントを実施したのかという御質問だったかと思いますが。パブリックコメントのほうは実施をしておりません。

次に、開示日数についてでございます。田中議員が言われるように、法律で定めるのは30日以内というふうになっております。やはり個人情報保護制度から個人情報の保護に関する法律に今回一本化されるということでございますので、やはり法律に基づく形が適切ではないかと考え、今回その上程をさせていただいております。

次に、第3条で、町長から町長に通知をするのかという御質問でございますが、やはりどうしても町長、実施機関、町長に出すようなことになろうかと思っております。

それともう1点、閲覧の関連でございますが、現在のところ通常の閲覧と同じように総合支所等に縦覧ができるように対応したいと考えております。

最後の5点目、規則でどのようなことを定めるのかという御質問だったと思います。やはりこの条例の最後に施行するために要は規則で定めるというふうに考えておりますので、具体的には、今のところ、ここで申し上げることはちょっとできませんけれど、この条例に基づいてないものについて規則で定めたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） パブリックコメントは実施されていないということなんですけれど、実施しなくていいということでよろしいんでしょうかね。

それと、要綱との関係でちょっと教えてください。

それと開示日数なんですが、法律で確かに30日と規定されているんですけど、情報公開条例のほうは15日に周防大島町はなっています。自治体によっては——よってとはいうか、この条例で、法律が30日というのを条例で15日と規定するという自治体も結構あります。情報公開条例とのバランスもありますし、今回のこの個人情報保護法の改正は、個人情報の保護の厳格化、個人情報を守るといふことの厳格化なんで、その開示するほうも、やっぱり30日という期間をできるだけ短くする。何回も言いますが、情報公開条例との兼ね合いもありますので、ここは条例で15日、情報公開条例にあわせて15日にあわせるべきじゃないのかなと思いますけれど、それをしなくていいという説明を、理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それと事前通知のところなんですが、これは何のために、じゃあ通知するんか。町長が町長に通知する、じゃあその法律で、その実施機関はあらかじめ町長なり、本町で言えば町長に事前通

知をするように条例で定めなきゃいけないというふうに、どっかで規定されているのかどうか、その辺を教えてください。

あともう1点は、総合支所で閲覧されると、できるということだと思いますが、それは何か手続が要ることなんですかね。例えば、ロビーにそのファイルを置いて、それを自由に見られるのか、それとも窓口で何らかの手続が必要なのかどうか、その辺を少し具体的に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

まず、開示日数の御質問でございます。確かに田中議員が言われるように、情報公開条例については15日というふうに決めております。今回30日というのは、先ほども少し申し上げましたが、やはり個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に一本化されたという観点から、30日ということが適切ではないかと考え、今回、上程をさせていただいております。

ただ、法律で、今後において、やはり法律で定めている30日以内を短縮すること自体は許容されておりますので、その辺は今後、運用において問題が生じるようであれば、短縮についても検討をしていきたいと考えております。

ちなみに、近年の開示請求の件数で申し上げますと、令和2年から現在に至るまで2件ほど開示がありました。そのいずれも1日ということで開示をさせていただいております。

それとあと、すみません、手続につきましてはほかの手続というか、なしで縦覧、支所に置いて、それを見られるというふうにとりたいと考えております。

それともう1点、パブリックコメントについては、先ほどもちょっと触れましたけれど、実施はしておりません。実施しなくていいのかという御質問だったと思いますが、実施はしなくていいというふうに、私どもは認識をしております。

すみません、1点抜けておりました。事前通知の件でございます。届出等について、この条例において、やはり次にあげる事項等、町長に届け出なければならないと規定をされておりますので、やはり町長に提出をするべきものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今のそのパブリックコメントも事前通知も同じ趣旨なんですけれど、御答弁は、パブリックコメントは実施しなくていいと判断されたということなんですけれど、その判断された根拠は何ですかというのを、さっきからお聞きしているんですけれど。別に私もしなきゃいけないと言っているわけじゃなくて、しないならしない、全てしなきゃいけないというわけじゃないのでですね。

この条例については、例えば、要綱に該当しないから、この部分でこういう理由で該当しない

からしなくていいと判断したということ、それで事前通知についても、すべきものというのは、そう考えたからこの条項がついているんでしょうけれど、まず単純に考えて、町長が町長に事前通知する意味はあるのかなというのと、さっきお聞きしたのは、法律上、町長に、自治体の場合、地方自治体は首長に事前通知をするように条例で定めなさいというような規定とかがあるんですかということをお聞きしたんですけれど、これは周防大島町独自のものなのか。ちょっとほかの自治体なんかを見ると、あまりこれ見受けられないので、この事前通知を、町長に事前通知をしなきゃいけないということを定めなきゃいけないものなのかどうなのか。その根拠を教えてくださいって質問したんで、ちょっと今の2点、もう1度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員に申し上げます。後ほど資料をもって回答いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 第3条の2項で60日以内に答申というふうに定めてありますが、これは何か根拠があるんでしょうか。何かというか、どういう根拠があるんでしょうか。

それと第4条、審査会は学識経験を有する者のうちから5人以内で委嘱すると、組織すると。具体的に、今もあるんでしょうけれど、具体的にどういう学識経験者でもいろいろあると思うんで、どういう方が選任されているのか、される予定なのか、その辺をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） まず、審査会の委員がどのようになるのかという御質問だったかと思いますが。現在の審査会の委員の任期については、令和5年3月31日となっております。今回の審査会条例の施行が令和5年4月1日となることから、本町としては、やはり現在の委員の方に改めて依頼したいと考えております。

学識経験者とは、どういったものかというような御質問でございますけれど、やはりそういった個人情報に精通した方を考えていきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

すみません、もう1点、60日以内の根拠でございます。現在、60日以内としておりますの

は、現在の個人情報審査会の条例にあわせて60日というふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の60日以内は、これ、努めなければならないというふうに、努力義務なので、今回その個人情報保護法が改正されるというのは、個人情報の保護について、さっきも言いましたけれど、厳格化されるということなんで、ここは努力義務なんだったら、今が60日なら厳格化されるんならもっと短縮してやる、さっきの開示日数もそうなんですけれど、やっぱりそこは実際というよりも、町としての姿勢を示すべきだろうと思うんですけれど、今が60日だから60日という話じゃないんじゃないかなと。ここは、なおかつ、努力義務なんで、もっと短い努力義務を定めるべきではないかなと思います。何かその60日というのが、ちょっと意味が分からないんでお聞きしたんですけれど、何かその60日でない、これもう最低限なんですよという何か理由があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、委員については、現行委員をそのまま委嘱する予定ということなんです。私がお聞きしたのはどういう方が、個人名じゃなくて、どういう立場のどういう職とか、どういう専門知識を持った専門職の方とか、例えば大学教授とか、そういった肩書をちょっと教えてくださいと、どういう方が選ばれるんですかと、個人情報に精通した方というのはどういう方なんですかと、うのを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 審査委員の学識経験者という位置づけの具体的な役職と申しますか、弁護士、司法書士、人権擁護委員、元職員というような構成で実施をしております。

ですから今後、この条例等が施行されることになれば、引き続き、先ほど言いましたようにお願いをしたいというふうに考えております。

それとあと、60日以内ということでもございましたけれど、これも先ほどの60日と関連するんですが、やはり厳格に審査をしないといけないというふうなこともありますので、これはあまり短くすると、もっと慎重に厳格に審査するというふうになれば、60日がいいのかなというふうには考えておりますけれど、その運用上、やはりもう少し短くてもいいようなことがあれば、そこは再度検討していかないといけないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっともう1点だけ。今の委員の話なんですけれど、弁護士、司法書士は確かにそうだろうと思います。ちょっとよく分かりませんが、その個人情報に精通した方というのが言われましたので、例えば、元職員の方というのは、どういう立場の方、元職員ならどなたでも、どういう基準で選定されるのかというようなことをちょっとお聞きしたいんですけれど。どういう立場にいらした方、職員なら全部個人情報に精通されている、もちろん

そうなんかもかもしれませんけれど、そういう観点なのか、それともある一定の、こういう職を経験、こういう部署を経験された方とかいうのがあるのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 具体的に職員のOBならという、位置づけとか役職についての御質問だったろうと思います。やはり、ある程度、行政の経験を長く積んでおって、なおかつ管理、職員の管理とか、ある程度、役職を積んだ方をお願いしております。当然、そういった、今回政策企画課が担当課になりますけれど、そういったところにも在籍した管理職というふうに今回はしております。お願いをしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時39分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、田中議員の質疑に対しての答弁漏れを総務部長のほうから申し上げます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から2点ほど御質問があった分に漏れがありましたので、お答えいたします。

まず1点目は、事前通知の件でございます。やはり事前通知につきましては、法律では個人情報保護委員会のほうに通知をするようになっております。しかしながら、本町においてはそういった委員会はございませんので、やはり、町長に提出をするというのが適切であると判断し、条文の中にもそのような文言で対応をしております。

それともう1点、パブリックコメントの件でございます。本町のパブリックコメントに関する要綱に3点ほど掲げております。

まず1点目は、町の基本的政策に定める総合計画等の計画の策定及び改定、2点目は、各行政分野の施策の基本方針または基本計画の策定または改定に関するもの、最後に、パブリックコメント手続を実施することが必要であると、実施機関が認めるものというふうに規定をされております。

しかしながら、今回、この重要な条例ではございますが、今後のその検討課題としてあげるべきだったかどうかということもちょっと検証していかないと、とは思いますが現時点においては、

それにあげないという方向で決定したということで御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） それでは、議案第11号周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） こちらの議案の中で、第3条の第3項のところ、申請されたものは、電子の形で申請されたものは、この当該町の機関等に到達したときに受理したと認めますということと、第4条のほうでは、申請があってそれに対する町の処分のことも、通知文を紙で出すのではなくてデジタルでも出せますよということだと思んですけど、これもファイルの記録が申請して、処分を受ける方の電子計算機に備えられたところに記録がされたときということなんですけれど、これというのは、具体的にメールみたいな——例えば通知を受ける住民の側からしてみると、メールでそういった通知が送られて、メールソフトにそれが入った時間ということになるのかどうか。

また、申請を受け付ける窓口では、どんなシステムになるのか分からないんですけど、それを開いたときではなくて、もう機械的にそこにデータが記録された瞬間に、もう受理されたという形になるのか、その辺の具体的なタイミングを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から2点ほど御質問をいただいております。いずれにしても、機械に到達したタイミングというような形の御質問だったかと思います。その詳細について、大変申し訳ないんですが、手元に資料がございませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） この議案ですけれども、行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進ということは、私もこれはしっかり進めていかないといけないことだと認識しております。こういったことを推進していくときに、最も重要になってくるのがセキュリティの問題でありますけれど、この条例にはそういったセキュリティのことについては説明されていないと思います。このセキュリティについては、執行部としてはどのようにお考えなのか。それから、こういった条例とかそういったもので反映していく考えはあるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 山根議員の御質問でございますが、セキュリティの関係につきましても、今ある情報、セキュリティの中で対応をしていけるものではないかと考えております。

それから、条例への反映につきましては、また新たなそういったセキュリティに対する対応が必要というふうに考えられましたら対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） では、現状のもので対応されるということで承知しました。昨今、セキュリティは、1つのシステム内データをねらってどんと来るのではなくて、非常に巧妙なやり方で、小さいところの隙間を突いていくような形で入り込んで、最後には、最終的には大きいものが抜かれると、そういったパターンが多くなっております。

特に職員の方ですとか、そういった方がこういったデータですとかシステムにつながっているところに、サーバーに不用意に外部につながっているパソコン等を接続したりすることがないように、そこのところをすごくよく気をつけて、場合によっては、必要によってはそういった罰則等も含めた、そういった対応を、条例をつくるなりガイドラインをつくるなり、そういったものもしていただきたいと思います。

これに関しては、私も期待をしておりますので、しっかり続けてください。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませぬか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、ちょっと見当違いの質問だったらごめんなさい。この条例を制定することで、目標的な条例ということなんですかね。すぐオンライン化が図られるということじゃなくて、これをもとに今後オンライン化を進めていくということなのか、そうであるならば、どういった範囲の、全部なのか。どういった範囲の手続がこの行政、オンライン化で可能になるのか、大体目標時期とか、そういったこととあわせてちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 条例の制定については、やはり押印廃止の関係もございませぬ。当然、今回の条例につきましては、先ほど、副町長も補足説明でございましたように、本年度であれば、マイナポータルからの申請データを既存の住基システムに取り込むシステムを今年度末に完成する予定としております。令和5年4月から稼働すると。そのシステムが稼働することにより、とりあえず現在、国のぴったりサービスから児童扶養手当の関連や、介護保険関連の申請がオンラインで可能になるというふうになっております。

当然、こういったオンラインでの手続については、随時対応できるものから対応できたらというふうに思っております。

あわせて、押印廃止の関係も、とりあえずまずは、押印廃止の手続の改正をしていかないといけないというふうに思っておりますので、そこはそれぞれの関連部署と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 介護手続とかは来年度からオンライン申請が可能になる。その他の一般的な、ごく一般的な——例えばホームページにある、電子申請ができますというのがありますけれど、実際は、最終的には窓口に行かなきゃいけないというものがほとんどだと思いますけれど、例えば、一般的な行政手続がオンラインでできるようになる時期というのは、いつごろになるのか。そもそも今の介護手続のオンラインも含めて、どういったシステムになるか。本人確認が一番重要というか、ネックになると思うんですが、例えば、今マイナンバーカードで読み取って、それで手続きをするようにできるのか、それ以外の方法があるのかどうかちょっと分かりませんが、具体的に本人確認をどういうふうな方法で、このオンライン化を進めようとされているのか。一般的な手続がいつごろにオンライン化が図られるのかどうかという目標も含めて、御答弁をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの御質問でございますが、先ほど、総務部長からもありました押印廃止によりまして、まずは住民の方々からの申請の際の押印を必要としなくなるという手続をまずは進めていきたいというふうに思っております。

今、私どものほうで予定しておりますのは、今回、条例改正もあげておりますけれども、基本的に様式等々を定めておりますものが規則や要綱等条例以外の例規で定めているものがほぼでございます。かなりの本数の規則、要綱等がございますので、これらの改正を急いでやっていきたいというふうに思っております。

目標としましては、年度内に全ての要綱規則を改正し、押印廃止できるものは全てやっていきたいと、令和5年4月1日より、来年度の4月1日より全ての申請で押印廃止ができるように準備を進めているところではございますが、準備が間に合わなければ一部遅れるものもあるかも分かりませんが、今のところ、押印廃止は来年度から実施できたらというふうに考えております。

それから、オンラインにつきましても、本人確認につきましては、田中議員がおっしゃられたようにマイナンバーカード、これが1つの本人確認のツールになろうかと思っております。また、それ以外にもマイナンバーカードを所持されていない方につきましては、運転免許証であったり写真付の証明書、もしくは写真がないものであれば2種類のもの等で本人確認をするという格好になろうかと思っております。

システム以外にも押印廃止をすれば、メールに添付して申請をするというようなことも、今後可能になってくるのではないかとこのように考えておりますので、そういったメール等に添付するやり方などについても、今後は検討していかなければいけないなというところで、いろいろ準備を進めているところではございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません、本人確認のところなんですけれど、今、運転免許証でもできるということだったんですけれど、それは、具体的には例えば、運転免許証をPDFか何かでとって、それをメールに添付して送ればいいという、そういう手続が可能。だから、マイナンバーカードをカードリーダーで読み込んで、それで本人確認をしなければいけないということに限定はされないということで、かなり柔軟に対応できるオンラインシステムになるということなんですかね。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） オンラインシステム、システムとして電子申請を受け付けるほうについては、カードリーダーで当然マイナンバーカードを読み取っていただくようになります。運転免許証等でやるという場合は、先ほど申し上げたメール等で添付して申請する場合等に関する本人確認の1つの手段としては考えられるというふうに思っております、具体的なやり方については、これから決定していくことでありますので、今の段階で必ずそうなるということを確認できるものではございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは、15分単位で休めますよと、給料は減額しますよということなんでしょけれど、60歳以上の方に、会計年度任用職員とか再任用職員とかが対象になるのかと思いますが、定年が上がるからそういう方も対象になるのか。そういう方に多様な働き方をということなんでしょけれども、ちょっとイメージが沸かないんですけれど、どういう働き方をしてもらうことを、そういう高齢職員っていうんですかね、60歳以上の職員の方に期待をしているのか、想定をしているのか。この15分単位で休めますよということが、ちょっと、それと多様な働き方というのが私の中でマッチングできないんで、そこをまずは、どういう働き方をそういう高齢職員の方に想定したうえでこの条例なのか、それを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの高齢者の働き方、多様な働き方というところの想定というところでございますが、来春、令和5年4月1日より定年延長ということで、段階的に定年が引き上げられる予定となっております。この後、今後の議案の審議のほうで審議

をしていただくところにも関係はしてきますけれども、定年が段階的に65歳まで引き上げられたところ、その定年引上げに際しましていろいろな新たな制度が構築される予定となっております。

その中で、役職定年という制度が設けられます。60歳の段階で役職にある人は一般職に降格をして残る、定年まで残るといような制度になります。そういった中で、既に65歳まで定年が引き上げられたと想定しましても、その後5年間、一般職として在職するわけでございますが、その際、ある程度、年齢が高くなって体力等も落ちてくる。また定年が近く、定年後の人生設計もしなければならないというような状況の中で、一般職として働いていただく、そういう高齢層の職員の方々が定年後の準備をしたり、または地域活動のほうに重きを置いて参加していただいたりということをしやすくするために、高齢層職員の方々の働きやすい、要は休養がしやすい環境を整えておくべきであろうという考えのもとで、本制度を制定したいということで上程につながっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について質疑はございませんか。  
白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） こちらの条例の趣旨について確認しておきたいことがございます。

こちらは子育て、周防大島で子育てをする世帯の負担軽減ということが目的の1つにはあろうかと思えます。もう1つは、恐らく学校のそういった給食費の徴収業務の軽減ということも、もしかしたらあるのかなと思えます。そこで、2点確認なんです、こちらの案のほうを読むと、町の学校給食費の無償化という形になっていて、例えば、本町に住みながら町外の学校に通っている児童、生徒たちの給食費でありますとか、様々な事情で島外のフリースクールなどに通っている方々の昼食費については、こちらで今後は対応ができるのか、できないのかということが1点。

もう1つは、先ほどの町のほうの業務の負担ということなんですけれども、例えば、これまで各家庭から口座引き落としなどで恐らくされていたのではなかろうかと思えますが、そういったものをしなくなることで、町の事務また経費負担が、どのくらい軽減されるかというのを、もし試算されているようでしたら教えていただけたらと思えます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 2点ほど御質問がございましたが、まず、町外の学校なりに通われ

ている児童生徒、この対象についてですが、これについては、周防大島町立小中学校に通学する児童生徒を対象と考えております。

それと、給食費の支払い事務についてですが、これ今度はそういう事務、児童生徒に対しての徴収事務はなくなります。ただし、教職員は無償化しませんので、教職員の方々への徴収は引き続きあるということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか、白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。支払いで教職員の方々からは徴収するという事は分かりました。これまで、各家庭の口座引き落としの手数料であるとか、そういったのは町が負担をしていたという形になるのであれば、もしかしたらそこが軽減できるのかなと思ったりしたんですが、そういったところというのはあったりするんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 給食費に限らず、各学校で関係の経費というか給食費を含めた経費は、月でお納めいただいていると思っておりますが、それには、給食費のほかに学級費等のお金を含めて学校のほうへ振り込んでいくということで、そちらのほうは無償化になりませんので、そういった関係の手数料というのは、それなりにかかるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ。第1条で保護者の経済的負担の軽減及び子育てしやすい環境づくりの推進に資するためというのがありまして、経済的負担軽減はもちろんいいことだと思いますが、子育てしやすい環境づくりの推進というのが、これちょっと、それには資するんでしょうけれど、ほかの施策もあわせて、将来的にどういう子育て環境を向上させて、それでどういったことを目指すのか、その辺がちょっとよく分からないんで、今まではずっと給食費、皆さん払ってきたわけなんで、それを今度、無償化しますということになりますんで、やっぱり何らかの大胆な施策なんで、何らかのそういう将来的な成果の目標というのがあると思うんですが、これだけじゃないと思いますけれど、無償化だけじゃないんでしょうけれど、その辺も含めて、どういった施策をもって、どういった将来像を目指すのか、その辺のスキームっていうんですかね、計画っていうのを大まかで結構なんで、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員よりお尋ねをいただきました、子育てしやすい環境づくり、これが給食費の無償化とどうつながるかということで御質問いただきました。

この給食費の無償化というのは、私も子育てをする皆さんからぜひともということでお声をいただいております。そのような中で、やはりこの子育て支援の1つの大きな負担軽減として、給食費の無償化をする。このことによって、子育てしやすい環境づくりという形から何を指すかということでありますけれども、やはり、定住の促進であったり、そしてまた、今教育長も新しく変わられましたけれども、テーマにされております人材育成、この人材育成において、また教育の観点からも、やはり育てる側、保護者の負担軽減をすることによって、また子供の育ちにも非常にいい影響があるのではないかとということを想定しています。

そして、また、教育の側から言って、先生方のその徴収義務、先ほど白鳥議員からも御指摘がありましたけれども、徴収をするということにおける負担軽減、そして、子供を育てるうえでもしっかりと栄養を取っていくということが大切でありますから、給食の大切さを今一度、町民の皆さん、保護者の皆さんにも御理解をいただくということがあると思います。

何より、これからの子育て環境、県内一子育てしやすい環境をつくっていききたいという目標のもと、この給食費の無償化を、ぜひともまた皆様に御理解いただきたいというような思いで、このように制定させていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定について質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すみません、27ページの第5条なんですけれども、入居することのできる者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものではない中での（2）なんですけれども、兼業農家若しくは漁家であって、将来の担い手となることが確約できる者とあるんですけれども、この確約っていうのは、口頭か書面か、町としてどのような基準があるかをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の確約できるという部分についてですが、書面等で、制約とか確約を取る予定は今のところしておりません。ただ、具体的に、浮島に住んでどういう就業をされていくかという予定といいますか——を確認のうえ、応募していただくということにしております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私からも同じ条項のところで質問がございます。（2）にU・Iターン者でというふうにございますが、このU・Iターン者というのは、今、既に在住されてい

る方というのは家があるから在住しているということかと思うんですけども、この施設ができた後にUターンしてこられたりIターンしてこられる方が対象となるのか。それとも既にIターンUターンしてきてはいるけれども、そこがいいからそっちに移ろうかなという方も対象になるのかどうか。その点が知りたいので、この施設の趣旨、そちらを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 結論から申し上げますと、現在、IターンあるいはUターンで浮島に在住していらっしゃる方も入居の資格はあるというふうに思っております。

まず、この住宅を造ろうとしたところは、例えば、新規漁業者等が多いわけですけども、浮島はですね。平成26年度からのデータによると、UターンIターンを含めて新規漁業者というのは6世帯おります。以前、住宅が、住みたいところが、住めるところが少ないということで楽ノ江の教員住宅、空いていた教員住宅を漁業者住宅にしたりというような手は打ってきたわけですけども、この住宅が整わないからIターンUターンを諦めたというようなお話もありました。

定住の促進ということで設置をさせていただいたところですが、現状、今浮島でIターンUターンして漁業をされている方も住宅に困っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、入居資格の中には、現在住所があっても申し込めるということにはしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 家賃についてひとつ伺います。世帯用の家族向けが2万7,000円ということでございました。先ほどの説明で、明新住宅というのが均衡を図るというふうな説明がございました。明新住宅は基本が6万円で、お子さんの数によってだんだん減額されていく、2万円まで減額されるということでございますけれども、浮島については、目的は若者定住促進住宅とは少し違うとは思うんですけども、お子さんの数等は考慮されなかった理由があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほどの補足説明の中にもありましたけれども、まず、現在の若者定住促進住宅との均衡を図るために、延べ床面積によってまず出しております。それと今、吉村議員の御指摘のあったように、明新住宅は、子供が1人、2人、3人によって控除額が増えてまいります。ですから、全国平均、1世帯あたりの子供の人数が1.47人となっております、その免除を掛けております。だから、1.47人おるという全国平均ということで、料金に反映をさせているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私もちよっと第5条のところなんですけど、その前に、定住促進のための住宅ということなんだろうけど、ちよっと間違いだったらすみません、小松開作の若

者定住促進住宅のときは、大島大橋から5分以内で学校があつてとか、何か条件でもうあそこしかないんだと、あそこが適地なんだということで、あそこに若者定住促進住宅を造られた。これも定住促進の一環としてやられたということは間違いないと思うんですが、この浮島も定住促進住宅であれば、まず何で浮島なのか。町全体で定住促進のために住宅を建設するという計画っていうんですか、方針をどのように考えておられるのか、そこをちょっと御説明いただかないと、大島大橋から5分以内の条件というのは、もう今はないのかどうか、ないとこの小松開作の若者定住促進住宅とこれは違うんよと、違うんですという説明ができればいいんですけど、どちらも定住促進の住宅と受け止めていますんで、そうであれば、なぜ浮島にこれをつくるのか、その辺のビジョンというものをちょっと示していただきたい。

それに関連して、今の第5条のこのU・Iターン者で農林漁業の担い手として従事すると、すごい限定されていますよね。定住促進のためであれば、農林漁業者に限定する必要はない、今多様な働き方がありますし、IT業の方もいますんで、そういった方をなぜここで排除するのかなというような規定を設ける必要があるのかという、そのなぜU・Iターンで農林漁業の担い手として従事するという者に限定する必要があるのか、その根拠。

さっき御答弁で、U・Iターンは現在、在住している方も含むと、私もいろんな施策でU・Iターン、U・J・Iターン、そういう方と周防大島在住の方、何か区別するというのがどうも理解できない。U・J・Iターンの方でも今住んでいる以上は町民の方なんですね。だから、今から呼び寄せるために何か施策を打つというんなら分かるんですけど、今いる人を対象とするのであれば、今住んでいる、実際の町民であるU・J・Iターン者を対象とするのであれば、町民の方と区別することなく対象とするべきじゃないかなと思うんですけど、その辺、合理的な説明ができれば御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員のお尋ねに対しまして、私から全体的なお話をさせていただきますと、この浮島住宅というのは、明新の若者定住促進住宅とは少し内容が違うものとなっております。確か大島大橋から15分以内、5分ですかね。私、記憶——確か15分というようなことで前任椎木町長がおっしゃっていたと思うんです。15分以内というところは、これ浮島は、これも強い住民の皆さんの要望からということで、私も認識をしております。そして、浮島には、私も浮島に行きますと若い漁師さん、ニューフィッシャーの皆さんがかなり多く活躍をされています。

そのような状況の中で、この新たな定住促進住宅をという話になったということで、私も認識しております。

そして、この浮島は離島でありますので、ひらい丸に乗って片道330円かかるという状況も

ありますので、家賃に対しては住民の皆さんも、これはなるべく下げしてほしいという声もいただいている中で、検討した結果でありますので、先ほどの平均の世帯数の人数をあらかじめ引いたもので、この家賃設定をしているということでございます。

そういったことで、この料金設定、そしてあり方ということを協議してこのように決めています。そして、この定住促進住宅については、これは、やはり議員おっしゃるとおり、今、住民の方、一緒ということであるんですが、呼び寄せるということ、大きなPRになるということは間違いないことですので、しっかりとPRをしていきたいと思うところであり、そして今、現状を、従来よりIターン、Jターン、J・Iターンで、U・Iターンですね、I・Uターンですね、来られている方にも公平に使っていただけるようにということも念頭に検討したところでもあります。

何より浮島には住宅が足りないということでお声をいただいて、この建設をさせていただいておるところでございますので、また御理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町民のU・Iターン者と町民の方とどうして区別するのかというところを教えていただきたい。対象とするんなら全町民の方が応募できるようにするべきじゃないかと思うところを、もう1回御答弁いただきたい。

今の町長の御答弁ではどちらかというところとか、離島だからという特殊事情がある。あわせて定住対策もあるというようなニュアンスで受け止めたんですが、住宅が足りないという現実があれば、そこは、町営住宅として建てるという選択肢というか、手法が普通だと思うんです。この住宅は、町営住宅よりはかなり予算も大きいし、造りも違います。そこをなぜこの離島に、浮島に住居が足りないから町として、行政として住宅を用意するというのであれば、まずは町営住宅並みのものを用意するというのが基本じゃないかなと思うんですが、それをこういった造りにしているというのは、定住対策というのがあるということなんでしょうけれど、定住対策として、私がさっき申し上げたのは定住対策として、町として離島対策は置いておいて、定住対策としてやるのであれば浮島だけじゃなくて、小松開作に限定したというこれまでの見解はもうなくして、町全域で定住対策としての住宅政策に取り組むのかどうか。その辺をちょっと教えていただきたいと質問したんで、もう1回、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問で、小松開作の若者定住促進住宅と、浮島で今回の定住促進住宅の建設の違いといいますか、先ほど、町長が申し上げましたとおり、浮島という地域においては、漁業が盛んな地域でございますので、若い方が就労されている方もおられます。国からも表彰は受けております。

そういったことで、やはり先ほど産業建設環境部長も申し上げましたとおり、農林漁業の振興が定住につながるという意味で、定住促進住宅というふうな位置づけであろうと思います。

一方、小松開作での建設というのは、15分以内に働きにいけるというような意味合いを持って、若者の会社勤めの方もおられましょうし、そういった方を対象とした若者、あくまで若者定住促進住宅というふうな位置づけで考えております。ですから基本的に、浮島での建設と小松開作の建設というのは、基本的な考えは、定住という意味合いでは一緒ではありますが、中身自体は若干違うというふうに私どもは考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは、町としてどういうふうな、住宅政策をするのか、定住政策をするうえで住宅が必要だというのは、理屈は分かるんですよ。じゃあ、町として今後住宅を造る、用意することで定住促進を図るという政策をどういう形で進めていくのかいれないのか、もう小松開作と浮島、浮島は特殊事情があるから、浮島に今回設置するんですよ。ほかの地域も、定住促進という観点から言えば同じことだろうなど、同じ理屈でもっといろんな場所で用意する必要もあるのかなというふうに思いますが、その辺はもうやらないということなのか、その辺も考えているのならどういうふうな政策展開を考えているのか。

それと、U・Iターン者という御答弁がありませんけれど、町民とU・Iターン者はどうやって区別、何で区別するんですか。U・Iターンって、じゃあ、何年まで。私ももう40年前ぐらいにUターンといえばUターンです。1回出ていますので、そういった人も含めるのか。例えば5年間、過去5年間に戻ってきた人、そういう区別を私はつける必要はないと思うので申し上げているんですが、町民となぜそこで線引きを行政がするのかなど、政策を打つにしても、まずは町民の方なんじゃないんですか。町民の方に必要な手当てをして、そのうえでの定住政策であるべきだと。それが逆転したら、やっぱりそこはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、それでも定住促進を進める必要があるんだと、将来的にどういう、まあ人数というんですかね。そういう成果を求めていこうとしているのか、その辺もあわせてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員のお尋ねに対しまして、やはりこの明新の若者定住促進住宅、そして、この浮島の定住促進住宅、これは、町からの広い大きなメッセージだと思っています。それは、やはり定住につなげていきたいという町の願いなんです。ですので、町営住宅並みにというようなことも想定はもちろんされると思うんですけども、このようにやはりしっかりとしたもの建設して、そこにこういった方に住んでいただきたい、明新の若者定住促進住宅であれば、これから子育てを頑張っていく若い世代の方たちに、しっかりと頑張る地域で活躍して

いただきたいという願いとメッセージを込めて、このようにやっていることだと認識しています。浮島についても、これはU・Iターンの方、田中議員おっしゃるとおり、じゃあ、どれだけ時間がたてばUターン・Iターンになるのでしょうかということ、こちらもありますけれども、やはり町としては、地域で活躍をしてしっかりお仕事をさせていただきたいというようなメッセージをしっかりと形にしていくことだと思います。この明新住宅は、おかげさまで大変好評をいただいております。この明新住宅、町内外の皆さんに大変好評いただいて、注目を浴びているものだと思います。町としても、もっと情報発信を広く日本中にしていくべきだと思っておりますし、これをやはりよき、このようなところに住みたいということで周防大島に来ていただく方にもつながっていく、そしてまた、町内で頑張っている方でもこの住宅を活用して頑張っていきたいという思いが、町の思いとして続けていきたいと私は思っております。

ただ、コストパフォーマンスの観点もあります。どういった形でやっていくということは、やはりしっかりと調査研究をして、この定住促進住宅に取り組んでいくべきだと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定についてまでの質疑が終結しましたので、議案第9号から議案第14号までの6議案を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第14号までの6議案を、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

#### 日程第14、議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第14、議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号から議案第22号までについて一括して補足説明をいたします。

まず、議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から段階的に定年年齢が65歳まで引き上げられることとなり、あわせて再任用職員制度等の高齢期職員任用形態の見直しや新設が盛り込まれています。

定年延長や高齢期職員の任用形態等については、議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを御審議いただく際に御説明いたしますが、本議案では、地方公務員法の一部改正により影響を受ける10の条例の一部改正と1つの条例の廃止を一括してお諮りしようとするものです。

それでは、逐条に沿って御説明いたします。

第1条は、周防大島町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正で、定年延長に伴う役職定年制導入により、役職定年後の給料が下がることとなるため、降給にかかる手続についての規定及び字句を追加するものでございます。

第2条は、周防大島町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。定年延長に伴い満60歳となる日以降の最初の4月1日以後は、それまでの給料の7割を支給することとなります。現行の減給処分では、減給の額は月額給料の10分の1以下と規定しておりますが、減給処分に7割支給職員となった際に、減給の額が月額給料の10分の1を超えることを可能とする規定を追加するものでございます。

第3条は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う引用条項の修正と、定年引上げにより新設される定年前再任用短時間勤務職員制に伴う字句を修正するものでございます。

第4条は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、定年延長に伴い、育児休業をすることができない職員並びに育児短時間勤務をすることができない職員に役職定年の時期を延長された職員を追加する改正と、地方公務員法の改正に伴う引用条項の修正及び、定年前再

任用短時間勤務職員制導入に伴う字句を修正するものです。

第5条は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、これまでの再任用職員の給料月額の規定を、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改正し、引用条項や字句の修正を行うものです。

あわせて、現行の附則に7つの項を新設し、国の制度に準じて当分の間、60歳に到達した職員の給料月額を直前に受けていた給料月額の70%とすることなどについて規定しております。

第6条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正で、第5条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正をするものです。

第7条は、周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例、第8条は、周防大島町病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第9条は、周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第10条は、周防大島町水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、全て地方公務員法の改正に伴う引用条項の修正や、定年前再任用短時間勤務職員制に伴う字句を修正するものです。

第11条は、定年延長により新たに定年前再任用短時間勤務職員制が導入されることから、現行の再任用職員制度が廃止となるため、周防大島町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものです。

以上が議案第15号の補足説明であります。

次に、議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制などの高齢期職員の任用形態にかかる新たな制度の整備が必要となったことから、本町職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、逐条に沿って御説明いたします。

このたびの改正により本則を章立てとすることとし、第1条を第1章総則、第2条から第5条までを第2章定年制度、第6条から第11条までを第3章管理監督職勤務上限年齢制、第12条と第13条を定年前再任用短時間勤務制、第14条を第5章雑則として、題名の次に目次を置くこととしております。

第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴う引用条項の修正でございます。

第3条の改正は、定年年齢を現行の60歳から65歳に改めるとともに、現行65歳定年としている医療業務に従事する医師及び歯科医師についてのただし書を削ることとしています。

第4条の改正は、役職定年の特例規定（第9条）により年齢60歳を超えてなお役職にある者についても、町長の承認を得たときに限り、現行と同様に1年単位、最大で3年間でございます

が、この特例を認める規定を追加するものと、字句の修正及び追加でございます。

第6条から第11条までは、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についての規定を新設するものです。

第6条は、役職定年の対象となる管理監督職について定めるもので、改正地方公務員法の規定に即して、町長部局、教育委員会部局、水道事業及び下水道事業においては班長級以上を、病院事業局においては、医療事務に従事する医師・歯科医師以外の管理職手当の支給対象となる職を、役職定年の対象とすることとしています。

第7条は、役職定年となる年齢を満60歳としており、60歳となった日以降の最初の4月1日までの間に降任降格等を行うこととなります。

第8条は、役職定年により降任等を行う際の遵守すべき基準についての規定で、第1号では、人事評価、勤務状況、職務経験等に基づき降任しようとする職について適性を有すると認められる職に降任等を行うこととし、第2号では、人事計画やその他の事情を考慮し、可能な限り上位の職に降任することとし、第3号では、異なる職の複数名を降任させる場合も可能な限り同意の職に降任させることとしています。

第9条では、役職定年の特例延長について定める規定で、第1項は、職務遂行上の事情や職務の特殊性といった特定の職員に着目した特例について規定しており、第1号から第3号のいずれかの事由に該当する場合、1年以内の期間で満60歳到達時に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができるとするものでございます。

第2項は、第1項各号の事由が継続している場合は、町長の承認を得たうえで、1年以内の期間で延長することができることとする規定で、通算で3年までとしています。

第10条は、役職定年の延長を行う場合は、該当職員の同意を必要とすることを規定しています。

第11条は、第9条第1項各号に規定する事由が消滅した場合の措置についての規定で、事由が消滅した場合には役職定年となり、他の職への降任等を行うこととしています。

第12条と第13条は、定年前再任用短時間勤務制についての規定を新設するものです。

第12条は、定年前再任用短時間勤務制の対象者、任用条件、勤務時間及び任用期間について規定するもので、60歳到達後に依願退職をした者を対象とし、勤務実績等に基づく選考により任用し、1週間の勤務時間が38時間45分より短い時間を勤務するものとし、任用期間の終期は定年退職日相当日までとしています。

第13条は、町が加入する一部事務組合や広域連合で60歳到達後に依願退職をした者も、定年前再任用短時間勤務の対象とすることができるとする規定でございます。

第14条は、規則での委任規定です。

次に、現行条例の附則を項立てに変更し、施行期日の規定を第1項とし、経過措置等について3つの項を新設するものです。

第2項は、医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の職員の定年に関する経過措置の規定で、2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げることとしており、令和13年4月1日以降は定年年齢が60歳となります。

第3項は、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年に関する経過措置の規定で、医師及び歯科医師は令和13年3月31日まで定年年齢を65歳としています。

第4項は、任命権者による定年延長に関する情報の提供及び勤務の意思の確認についての努力義務規定で、年齢が59歳に達する年度において、60歳以降に適用される任用や給与に関する措置の内容等の情報を該当職員に提供し、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることとしています。

本議案の附則第1条は、令和5年4月1日を改正の施行期日とし、ただし書で、附則第11条（令和5年度中に60歳に到達する職員への情報提供と意思確認）の規定は、本一部改正条例の公布の日を施行期日としています。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置で、第1項は、施行期日前に現行条例で勤務延長を行った職員についても、改正後の第4条の規定に基づきその期限を延長できることを規定し、第2項は、定年年齢の段階的引上げ期間中、これは令和5年4月1日から令和13年3月31日までにおいて、勤務延長期間中の職員の昇任、降任、転任をすることができないと規定しております。

附則第3条から第7条までは、定年退職した職員の再任用に関する経過措置暫定再任用についての規定となります。

附則第3条は、本条例の施行日前までに定年退職した者及び定年年齢の段階的引上げ期間に定年退職した者は、現行の再任用制度におけるフルタイム——常時勤務でございますが、再任用職員と同等の再任用職員として採用できるとしています。

附則第4条は、町が加入する一部事務組合及び広域連合の職員で、本条例の施行日前までに定年退職した者及び定年年齢の段階的引上げ期間に定年退職した者についても、現行の再任用制度におけるフルタイム再任用職員と同等の再任用職員として採用できるとしています。

附則第5条は、本条例の施行日前までに定年退職した者及び定年年齢の段階的引上げ期間に定年退職した者は、現行の再任用制度におけるパートタイム（短時間勤務）再任用職員と同等の再任用職員として採用できるとしています。

附則第6条は、町が加入する一部事務組合及び広域連合の職員で、本条例の施行日前までに定年退職した者及び定年年齢の段階的引上げ期間に定年退職した者についても、現行の再任用制度

におけるパートタイム再任用職員と同等の再任用職員として採用できるとしています。

附則第7条から第9条は、地方公務員法の一部を改正する法律や改正後の地方公務員法により条例に委任されている事項について定めるものでございます。

附則第7条は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第8条第3項で規定されている、条例で定める職並びに年齢を定めるもので、第1項で職、第2項で年齢について定義しています。

附則第8条は、改正後の地方公務員法第22条の4第4項で規定されている、条例で定める職並びに年齢を定めるもので、第1項で職、第2項で年齢について定義しています。

附則第9条は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第8条第5項で規定されている、条例で定める職並びに年齢を定めるもので、第1項で職、第2項及び第3項で年齢について定義しています。

附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再度定年前となる場合があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用等ができないとしています。

附則第11条は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第2条第3項で規定されている条例で定める年齢について、満60歳と定義しています。

以上が議案第16号の補足説明であります。

続いて、議案第17号周防大島町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第9号及び議案第10号で御説明をいたしましたとおり、令和5年4月1日から適用される法令が、個人情報の保護に関する法律に一本化されます。

これによりまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い廃止されていることから、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく内容に改めるものがございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明をいたします。

73ページをお願いいたします。

第8条第2項中、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるもので、個人識別符号について規定しているものがございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上が議案第17号の補足説明であります。

続いて、議案第18号周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてであります。

本条例は、昨今の新型コロナウイルス感染症予防として、行政手続における書面主義、押印主義、対面主義の見直しに取り組み、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成基本法に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、電子情報処理組織による申請等に対応するため、書面等の押印を廃止する例規整備を行うものでございます。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、引用法律名の変更により、第7条第2項行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項を情報技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に改め、関係様式の署名押印を署名のみに改めるものでございます。

第2条から第5条までの周防大島町職員のサービスの宣誓に関する条例、周防大島町公民館条例、周防大島町東和農林水産物直売所設置条例、周防大島町火入れに関する条例の一部改正でございますが、それぞれ関係様式中の印を削るものでございます。

第6条の周防大島町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正でございますが、引用法律の公布年及び法律番号を加えるなど、条文の表記を整えるとともに、署名押印を署名のみに改めるものでございます。

これにより、行政手続等における書面の押印を廃止し、記名または署名のみに簡素化することとなります。

なお、印鑑証明書を添付する書類や、契約に関する書類については押印を必要としますが、規則等で定められたほかの様式等については、令和5年4月1日施行を目途に例規整備を行い、原則押印を廃止する予定でございます。

以上が議案第18号の補足説明であります。

続いて、議案第19号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

本条例は、総務省通知により令和4年4月1日に施行された非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置および令和4年10月1日に施行された妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関し、該当条文を改めるものでございます。

それでは、改正の要点の主なものを御説明いたします。

1点目は、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものでございます。

2点目は、非常勤職員の育児時間及び介護時間の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するとともに、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち6月以上継続勤務しているとの要件を6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務し

ているに緩和するものでございます。

これによりまして、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等が取得できることとなります。

3点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務付けられることに伴い、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を講じるものでございます。

4点目は、子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を現行の1か月前から、2週間前までに短縮するものでございます。

5点目は、育児参加のための休暇について、その対象期間を現行の産後8週間を経過する日ま  
でから、子が1歳に達する日までに拡大するものでございます。

6点目は、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業しようとする場合には、子が1歳  
6か月に達する日までに任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用され  
ないことが明らかでないとの要件について、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日  
までに緩和するものでございます。

以上が議案第19号の補足説明であります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの白鳥議員の答弁漏れについて、中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第11号で白鳥議員から御質問があった町の機関等に到着した  
タイミングという御質問だったと思います。この到着したとみなすことについては、町の申請管  
理システムでそのファイルを受信した日時をもって、町に到着したものとみなすことになってお  
ります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） それでは、議案第20号からの補足説明をお願いします。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第20号の補足説明の前に、午前中の議案第16号の  
発言にちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。第2項のところござい  
ますが、医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の職員の定年に関する経過措置の規定のと  
ころでございますが、2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げることとしており、令和13年4月1日  
以降は定年年齢65歳となりますというところを60歳となりますとっておりました。訂正し

てお詫びを申し上げます。

それでは、続いて、議案第20号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、山口県人事委員会による令和4年10月17日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

本年度は、官民給与の較差を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引上げを行うものであり、本町も山口県勧告に準じ、給料月額について平均0.31%の引上げ、勤勉手当につきましても、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1か月分引き上げることといたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、職員給与条例第18条については、第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の95から100分の100に、再任用職員については支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の45から100分の47.5に改正するものでございます。

この改正によりまして、年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ現行の100分の190及び100分の90から、100分の200及び100分の95となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。第1条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職にかかる給料表を改正するものでございます。

第3条及び第4条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例および周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員および町長等の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の100分の160から100分の165に改正するものでございます。

附則第1項および第2項は、施行期日を定めるもので、本条例の公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

附則第3項および第4項は、中途の異動者や採用者間において、権衡上必要と認められる限度で調整することができることと規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内

払いとするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項および第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員および町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約1,265万円の増額となる見込みでございます。

以上が議案第20号の補足説明であります。

続いて、議案第21号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

議案説明資料つづりの20ページを御覧いただきたいと思っております。

令和4年10月17日の山口県人事委員会勧告に準じ、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当をあわせた支給割合を周防大島町一般職と同様の年間100分の440とすることとし、労働者の過半数を代表する者および労働組合と協議をいたしました。

周防大島町病院事業管理者の期末手当につきましても、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するもので、内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の215から100分の220に改め、年間の支給割合を100分の440とするものでございます。

附則第1項は、施行期日等を定めており、公布の日から施行し、適用は、令和4年4月1日からとしております。

附則第2項は、改正前の条例の規定に基づいた期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、差額を支給することとなります。

以上が議案第21号の補足説明であります。

続いて、議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

情島小学校および情島中学校については、今から7年前になる平成27年11月に地元自治会・学校関係者・町教育委員会の三者で協議を行い、平成29年4月から休校とすることを決定し、5年経過した本年4月に再度協議の場を持ち休校から廃校への手続に入ることについて了解をいただいたところでございます。

また、この協議結果について、令和4年9月に開催された東和地区自治会連絡協議会において経過説明を行いました。反対等の御意見はございませんでした。

このことに基づきまして、周防大島町教育委員会会議において情島小学校および情島中学校の

廃校方針について諮り、承認を得た後、町長主宰の周防大島町総合教育会議において協議をし、周防大島町として情島小学校および情島中学校の廃校することについて最終判断をいたしましたので、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行させようとするものでございます。

以上が議案第15号から議案第22号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議のう え、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第15号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第16号の中で確認したい点があるので質問いたします。

議案説明資料のほうで御案内したいと思うんですけども、管理監督職の勤務上限年齢を設置するということで、今の定年の60歳を過ぎた場合に、部長級などにいらっしゃる方がそのまま引き続きするということは限定的な場合であって、基本的には降格というふうに書かれているんですが、その管理監督職は、じゃあ、どういった職になるのかというのが四角の中に書かれてございます。これを見ますと、班長も含まれるということで、次に、15ページの上のほうで降任する場合も可能な限り上位の職に降任するというふうに書かれているんですが、ちょっと私が多分人事の仕組みを分かっていないのでお伺いするんですが、班長よりも下で上位の職という位置づけになる職というのが、どういったものが具体的にあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

想定される職になりますけれど、主査という位置づけで今考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。ということは、班長であれ、部長であれ、その職よりも下という意味ではなくて、もう班長よりも下の主査級に恐らくなるんだろうというふうに、いろんな管理職の職があるけれども、皆さん主査ぐらいになるというふうに理解いたしました。

特例ということで、管理職の方が降任することによって欠員を容易に補充することができない

ような場合には、そのまま引き続きその職を続ける場合もあるというふうに書かれているんですが、なかなかそういった場合というのは、恐らく想定されない、相当な例外というか、基本的には60歳までの方がそういった部長級とかに新たに就かれるという認識でいいのかなとは思いますが、これが移行期間が終わって、65歳がもう皆さん定年ですよという世の中になったとしても、そういった60歳以下の人がそういった部長級に就くという仕組みが残るとお考えかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの御質問にお答えいたします。

今、白鳥議員がおっしゃられたとおりのことでございますので、そのまま残ります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと1点だけ。今の質問に関連するんですが、関連するかどうか、もう1回教えていただきたいんですが、要するに、どういうふうに行う予定なのか。例えば60歳で定年で、もう降格するのが原則になるのか。それとも今、3年なりはそのまま引き続いて管理職をやって、同じ地位で3年勤めて、あとの2年、例えば、65歳までになったときに、あとの2年は、例えば、再任用とかそういう……。あとの2年、定年が残っているということは、降格にならざるを得ないということなのか、その辺をちょっとシミュレーションして、どういうふうな方向で今やろうとされているのか。単純に考えたら、なかなか60歳でできるのに管理職から降格させて、一般の職で今まで上司だった人が、まあ今でも再任用の制度があるから同じような状況なのかもしれませんけれど、そこら辺がうまくいくのかなというのがちょっと懸念されるので、実際に今、今の段階で町がどういうふうな人事をされようと考えているのか、まあケース・バイ・ケースかもしれませんが、基本的な方向性というのはどういうふうになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの御質問で、基本的な考え方というところ、人事における考え方という御質問であったと思います。

今、想定しておりますのは、前段で田中議員がおっしゃられたとおり、原則は60歳で役職定年ということをお大原則としておりますので、役職の特例規定を使った延長等というのは、本当の特例規定ですので、基本的には適用するということは考えてはおりません。ですので、60歳で管理職に準ずるところまでの職員は、一旦役職定年になると。一般職に降格をしてという運用を考えております。

午前中にありました高齢者の部分休業制度、こちら等も要は、60歳以降の職員を対象とした休業制度でございますので、そういったところも高齢期職員の働き方の1つの選択の手段という

ことで、制度も制定しようとしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 押印廃止は、基本的に今の行政手続、まあ契約とかそういうのは除いて、基本的に今、役場に出している手続書類については、印鑑が、押印が要らなくなるという考えでよろしいのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、もう押印をする必要がないようなことになろうかと思えます。しかしながら、実印等が必要な場合の部分については、当然そのまま実印が必要な申請になろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、人事委員会勧告に基づいてということで毎回お聞きするんですが、この人事委員会勧告に一般職はそれに従ってということだと思うんですが、それ以外、議員も含めてですね。それ以外をこの人事委員会勧告を適用するというところについての根拠というんですかね。何かの規定があるのか、そういったところがあれば教えていただきたいのと、会計年度任用職員については、今回は、今回というか、いつもそうなんですけれども、官民給与格差の是正ということで、会計年度任用職員はどういう扱いになるのか。何かすごいつまでも最低賃金ベースでやってもらっているというイメージしか私はないんですけれども、例えば、今言った一般職、この人事委員会勧告は、公務員、一般職をそもそも原則としている、対象としていると思うんですが、それ以外も適用しますよと、ちょっと範囲を広げているんだらうと思うんです。だったら、会計年度任用職員にも適用範囲を広げるべきじゃないのかなと思うんですが、その辺

はどういうふうに執行部、町として整備されているのか、ちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員から2点御質問がございました。

まず、1点目の職員以外のところの改正の根拠というところでございますが、県の人事委員会勧告のほうでは、あくまで一般職というところでの勧告でございますので、議員や町長等の特別職に関わるところまでは、勧告や報告の中では触れられておりません。これまでも議員や特別職等のところにつきましては、一般職を変えるというところを根拠にして、一般職に準じた形で変えているというところがありましたので、今年度も同様の扱いとして改正をさせていただきたいというところでございます。

次に、臨時職員、俗に言う会計年度任用職員でございますが、こちらにつきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されました。それまでの臨時職員の任用があまりにも曖昧だったため、任用の仕方をしっかりと地方公務員法の中で明記し、町においては、それぞれ規則と条例で会計年度任用職員の任用・給与等をうたっております。その中で、それまでは会計年度任用職員制度も以前までは、確かに県の最低賃金をベースを1つの基準として持っておりましたけれども、会計年度任用職員制度が始まってからは、一番低い賃金であっても、行政職の給料表の1級1号という、まあ一番下の格付ではありますが、そこを1つの基準として、職務の内容によって級の格付をしておりますので、最低賃金とはかけ離れた賃金体制ということで、現在は運用をさせていただいております。

ただ、特別手当、俗に言うボーナスに関しましては、会計年度任用職員におきましては、勤務の形態によって支給される場合、支給されない場合がございますが、支給の対象となる会計年度任用職員については、期末手当の支給を今行っております。勤勉手当は支給されておませんが、期末手当のほうを職員と同じ率で支給をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の会計年度任用職員の、じゃあ、給料は、今回のこの人事委員会の勧告というのは反映されるんですか。されていないんですか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 会計年度任用職員にも今回の改正の給与表は適用されますが、適用の時期が、来年の4月から今回の改正の給料表が適用されるということになります。会計年度任用職員制度の構築上、前年度の3月末時点の給与表を使うということになっておりますので、年度中の改正があったものについては、翌年度から会計年度任用職員には適用されるというふうに制度上なっておりますので、今回の改正は、令和5年度の会計年度任用職員から適用されるとい

うこととなります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第21号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと1点だけ。ちょっと聞き漏らしてすみませんが、職員の給与について何か話合いがされたということなのですが、病院の職員の給与は、じゃあ、この人事委員会勧告の県勧告の基準に従って改定されるということによろしいのかどうか、確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局企業職員につきましては、地方公営企業法の改定によりまして、給与の額、支給方法等の細目的事項は規定で定めることになっておりますので、周防大島町一般職の給与に関する条例に準じて、周防大島町病院事業局企業職員の給与に関する規定の一部改正をする予定としております。ですので、周防大島町の一般職員と同様に改正する予定としております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっきも言いましたけれど、県の人事委員会勧告のとおりの比率で、改定されるということでもいいのかどうか、それと、今の病院事業管理者の給与条例の100分の215を100分の220に改めるというのも、これは人事委員会勧告に従ってということによろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局企業職員につきましては、山口県の人事委員会勧告に準じて改正する予定としております。病院事業管理者につきましては、今まで企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給率と職員と同様の率を支給率としておりましたので、職員と同様に病院事業管理者の改正をするものでございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月19日月曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時30分散会

---